

## 砂川市告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に規定する収納事務の委託について、砂川市会計規則（平成17年規則第31号）第28条の2第2項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので告示する。

令和4年11月22日

砂川市長 善岡雅文

### 記

#### 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

名称 地方公共団体情報システム機構

事務所の所在地 東京都千代田区一番町25番地

#### 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書交付手数料

- (1) 住民票の写しの交付手数料
- (2) 印鑑登録証明書の交付手数料
- (3) 戸籍全部（個人）事項証明書手数料
- (4) 戸籍の附票の写しの交付手数料
- (5) 所得証明書手数料
- (6) 課税（非課税）証明書手数料
- (7) 所得・課税証明書手数料

#### 3 指定の期間

令和5年1月10日から令和5年3月31日まで

（契約期間満了の1か月前までに契約期間満了日（令和5年3月31日）をもって本契約を終了しない限り、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする）